

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件
原告 ●● ●● 外123名
被告 仙台パワーステーション株式会社

証 拠 説 明 書 6

(甲A20号証)

平成30年12月3日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男

甲 号証	標 目 (原本・ 写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
A20	プレゼンテ ーション資 料「大気汚 染による死 亡者数等の 推算につい て」	H30.11.7	原告 明日香 壽川	2018年11月7日の口頭弁論 期日において原告が行ったプレゼ ンテーションの内容。